



## お知らせと情報

### くらしのお知らせ

#### 年末年始の公共施設休館日



千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所は、12月29日(金)から1月3日(日)まで閉庁となります。

市内の公共施設の休館日は、ホームページをご確認いただくか、各施設へお問い合わせください。

#### ごみ収集・自己搬入の休業日



ごみ集積所の収集 12月30日(土)～1月3日(日)

霞台クリーンセンターへの自己搬入 12月31日(日)～1月3日(日)

大掃除などで出た家庭ごみが増える時期ですので、計画的なご利用をお願いします。

☎ 環境保全課 (霞ヶ浦庁舎)

#### 救急車の適正利用にご協力ください

救急出動が増えると、救急車を呼んでも最寄りの救急車が出動できなくなることがあります。本当に救急車を必要としている方への対応が遅れる恐れがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

#### 【「救急電話相談」をご利用ください】

「今から受診できる医療機関を教えてください」「救急車を利用して良いか迷っている」などお悩みの場合は、「救急電話相談」をご利用ください。看護師などからアドバイスを受けることができます。

●おとな救急電話相談 (15歳以上)

# 7119 または ☎ 050-5445-2856

●子ども救急電話相談 (14歳以下)

# 8000 または ☎ 050-5445-2856

相談時間：24時間 365日 (年中無休)

相談料：無料 (通話料は利用者負担)



#### 【茨城県救急医療情報システム】

今すぐ診てもらえる医療機関や休日夜間の当番医など、県内医療機関に関する情報を提供しています。

☎ 消防本部警防課 ☎ 0299-59-0119

#### 勤労青少年ホーム・稲吉児童館の閉館について

勤労青少年ホームと稲吉児童館は、築40年ほど経過し、老朽化が著しいことなどから、令和6年3月31日をもって、閉館することになりました。

今後は、建物の解体に向けた手続きを進めていきます。長年にわたり当施設をご利用いただき、誠にありがとうございました。

☎ 中央出張所 ☎ 029-831-6399

大塚児童館 ☎ 0299-59-4088

#### 保険税(料)「納付済額のお知らせ」を発送

令和5年1月1日から12月31日の1年間に普通徴収(口座振替含む)で納付した国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「納付済額のお知らせ」を、令和6年2月上旬に発送します。

こちらは、所得税確定申告・市県民税申告の際に社会保険料控除の資料になります。

※発送前に納付済額の証明が必要な方は、お問い合わせください。

※公的年金から特別徴収(天引き)されている保険税(料)については、日本年金機構から発送される公的年金の源泉徴収票をご確認ください。

☎ 国保年金課・介護長寿課 (千代田庁舎)

#### 価格高騰緊急支援追加給付金(仮称)



電気・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税(均等割)の世帯に対して給付金を支給します。

給付額：1世帯7万円

対象：同一世帯の全員が、令和5年度分の住民税(均等割)が課されていない世帯または市町村の条例で定めるところにより住民税(均等割)を免除された世帯(非課税世帯)

申請方法：市から郵送される確認書に必要事項を記入し提出(郵送時期は調整中)

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 社会福祉課 (千代田庁舎)

●何らかの事情で市役所に来れない方は、「地域コンシェルジュ」がご自宅に伺います。☎ 0299-56-2707

#### ひとり親家庭の資格取得を支援



ひとり親家庭の父母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで6カ月以上修学する場合、給付金を支給します。

対象者：①と②を満たすひとり親家庭の父母

①児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方  
②養成機関において6カ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

※過去にこの給付金を受給していた方は対象外です。

金額：修学期間中、月額10万円

※住民税課税世帯は、月額70,500円

※修学の最終1年間に限り、月額に4万円を加算

手続き：受給資格の審査などを確認するため、入学前に事前相談が必要です。

対象資格：ホームページをご覧ください。

☎ 子育て支援課 (千代田庁舎)

#### 公共施設使用料減免団体の登録



市民の自主的で公益的な活動を支援するため、一定の要件を満たす同好会などを対象に、施設の使用料の免除や減額の制度を設けています。

令和6年度の定期受付を行いますので、登録を希望する団体は申請してください。

受付期間：1月10日(日)～2月29日(日)

※毎年度申請と登録が必要です。

※ご利用の施設窓口で申請書の配付・受付をしています。

※右の二次元コードから電子申請もできます▶



☎ 検査管財課財産総括室 (千代田庁舎)

#### 事業用資産にかかる固定資産税の課税免除

過疎地域における産業振興のため、市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内で事業用資産を取得した場合など、一定要件を満たす固定資産について、申請により固定資産税(家屋、償却資産、土地)が課税免除となります。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 地域未来投資推進課 (霞ヶ浦庁舎)



#### 償却資産(固定資産税)の申告



法人や個人で工場・事務所・店舗・共同住宅・駐車場などを経営している方が、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の所有状況について申告する必要があります。前年度に償却資産(固定資産税)を申告した方などへ、12月上旬ごろに、申告書と申告の手引きを送付しています。

また、新たに申告が必要となる方で申告書をお持ちでない方は、ご連絡ください。



#### 【申告対象となる主な償却資産】

構築物	門、塀、舗装道路、フェンス、看板など
機械・装置	工作機械、製造加工機械、太陽光発電設備など
船舶	ボート、釣船、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両・運搬具	自転車、構内運搬車、大型特殊自動車(自動車税の課税客体は除く)など
工具・器具・備品	机、いす、ロッカー、パソコン、エアコン、検査工具など

償却資産とは

#### 【申告対象となる太陽光発電設備】

設置者	10kW以上 全量売電・余剰売電	10kW未満 余剰売電
個人(住宅用)	事業用資産となり、申告対象	申告対象外
法人・個人事業主	事業用資産となり、申告対象	

※個人所有(10kW未満)の太陽光発電設備でも、事業用家屋(共同住宅など)上の設置は申告対象です。

提出方法：申告書を税務課に提出または電子申告(eLTAX/利用手続き必要)による提出

提出期限：1月31日(日)

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 (千代田庁舎)



eLTAX



#### 使ってみませんか? 市公式アプリ

ごみ収集日がすぐ確認できる!  
収集日前日に通知が届く!



有料広告欄

有料広告欄



## お知らせと相談

### くらしのお知らせ

#### 通学路点検の実施状況



通学路の安全確保に向けて、教育委員会、小・中・義務教育学校、警察署、道路管理者などの関係機関により、通学路における点検を実施しています。

学校ごとの点検結果や対策内容については、ホームページにて、「通学路対策箇所一覧表」および「通学路対策箇所図」によりご確認ください。

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327

### 募集のお知らせ

#### 甲種防火管理者資格取得講習会



学校、病院、工場、事業所、その他多数の方が勤務や居住、出入りする一定規模以上の防火対象物は、防火管理者を定め、防火について管理するよう消防法令に定められています。

日程：2月8日(日)、9日(月) (2日間受講)

場所：あじさい館

定員：50人 (定員に達し次第締め切り)

受講料：5,000円 (テキスト代含む)

申込方法：消防本部ホームページから電子申請

※1月9日(日)午前8時30分から受付

☎ 消防本部予防課 ☎ 0299-59-0119

#### 職場で実践する健康体操

～転倒・腰痛災害等を予防するために～



茨城県小売業+SAFE協議会は、プロバスケットボールチーム「茨城ロボッツ」のコーチによる実演付き講演会を開催します。参加費は無料です。

当日夜の試合を観戦することもできます。

日時：2月7日(日)午後2時～3時

場所：アダストリアみとアリーナ(水戸市緑町2-3-10)

対象：経営者、幹部職員、管理者、産業保健スタッフ、労働者など

申込方法：WEBまたはメール(先着30人)

☎ 茨城労働局健康安全課 ☎ 029-224-6215

石岡市医師会主催 健康フォーラム

#### 「体重減ったらいいこと増える！」

「人生100年時代を楽しく過ごすために～肥満症・メタボリックシンドロームを撃退しよう!～」をテーマに講演会を開催します。参加費は無料です。

日時：1月27日(日)午後1時～2時30分

(開場・受付開始は正午から)

場所：ふれあいの里石岡 ひまわりの館ふれあいホール(石岡市大砂10527-6)

講師：志鎌明人先生(茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター内分泌代謝・糖尿病内科 医長)

定員：300人(事前予約制/先着順)

申込方法：はがき・FAXまたは電話

☎ 石岡市医師会事務局 ☎ 0299-56-5544

### 相談のお知らせ

#### スマホ申告相談会

土浦税務署主催のスマホ申告相談会を開催します。スマホ申告の操作方法について説明しますので、この機会にぜひご相談ください。

日時：1月29日(日)午後1時30分～3時30分

場所：働く女性の家 1階 多目的室

定員：30人(先着順)

持参品：●スマホ

- 源泉徴収票などの所得が分かる書類
- 医療費控除や寄附金控除などの控除が分かる書類
- 還付金の受取口座が分かる書類
- 申告する方のマイナンバーカード(併せて、①数字4桁 ②英数字6～16桁のパスワード)または運転免許証などの本人確認書類

※マイナンバーカードの取得が間に合わない方は、会場で「ID・パスワード」を取得することができます。

※すでにID・パスワードをお持ちの方は、番号などが分かるものをお持ちください。

☎ 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

●何らかの事情で市役所に来れない方は、「地域コンシェルジュ」がご自宅に伺います。☎ 0299-56-2707

#### 法律相談(要予約/電話受付順)



家庭の問題、消費者問題、不動産、相続、交通事故などについて、弁護士が無料でアドバイスします。

▶1月11日(日)午後1時/働く女性の家

▶1月25日(日)午後1時/あじさい館

※1月4日(日)午前8時30分から予約開始

☎ 社会福祉課(千代田庁舎) ☎ 0299-59-2111

#### なんでもかんでも相談(要予約)



ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談員がお受けします。

▶1月20日(日)午後1時30分/やまゆり館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

#### 心配ごと相談



市民の方の悩みや不安などに対して、相談員が助言や関係機関の紹介を行います。予約は不要です。

▶1月10日(日)午後1時30分～3時/働く女性の家

▶1月24日(日)午後1時30分～3時/かすみがうらウエルネスプラザ

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

#### 家庭児童相談(要予約)



家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育や育成、養護、DV、虐待、非行などに関する相談をお受けします。

▶日～金(土除く)/午前8時30分～午後5時/千代田庁舎

☎ 子育て支援課子ども未来室(千代田庁舎)

☎ 0299-59-2111

あなたの子育てを支えるアプリ かすみっ湖



App Store



Google Play

#### 教育支援相談(要予約)



配慮が必要な子どもたちの保護者を対象に、相談員が発達や就学などの相談をお受けします。

▶1月10日(日)午後1時～5時/あじさい館

▶1月16日(日)午後1時～5時/あじさい館

▶1月24日(日)午後1時～5時/あじさい館

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327

#### 結婚を希望する方に出会いの場を提供



60歳以下であれば、市内外を問わずどなたでも市婚活サポートセンターに登録できます。

▶毎週日/午後1時～7時/霞ヶ浦庁舎

▶毎月第2・4日/午前10時～午後5時/霞ヶ浦庁舎

●日曜の開設時間内または日～金(土除く)午前8時30分～午後5時15分に電話で予約ください。また、電子申請による予約も可能です。

☎ 市婚活サポートセンター ☎ 029-897-1111

#### 就労相談(要予約)



就労に悩む15歳から49歳までの方とその家族を対象に、相談をお受けします。

▶1月10日(日)午後1時～4時/勤労青少年ホーム

※相談日の3日前までに電話で予約ください。

☎ いばらき県南若者サポートステーション

☎ 029-893-3380

#### 楽だカフェ(認知症カフェ)



認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰でも気軽に参加でき、和やかに集う「カフェ」です。

▶1月25日(日)午後1時30分～3時30分/やまゆり館

☎ プルミエールひたち野 ☎ 0299-59-5611

▶1月26日(日)午後1時30分～3時30分/かすみがうらウエルネスプラザ

☎ 霞ヶ浦地区地域包括支援センター

☎ 029-833-0331

有料広告欄

有料広告欄

# くらしのお知らせ

## ～ Information ～

2024年 January 1月

日	月	火	水	木	金	土
24 閉庁	25 納期	26	27	28 延長	29 閉庁	30 閉庁
31 閉庁	1 閉庁	2 閉庁	3 閉庁	4 延長	5	6 閉庁
7 閉庁	8 閉庁	9	10	11 延長	12	13 閉庁
14 閉庁	15	16	17	18 延長	19	20 閉庁
21 閉庁	22	23	24	25 延長	26	27 閉庁
28 閉庁	29	30	31 納期	1 延長	2	3 閉庁

※ 12月29日☎から1月3日☎は、千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎・中央出張所は閉庁となります。  
 ※ 1月8日☎は祝日のため、閉庁となります。

**窓口延長** 千代田庁舎：☎午後7時まで（☎除く）  
 ▼業務対応窓口  
 市民課、納税課、税務課、国保年金課 

**納期限**

12月25日	市・県民税4期 国民健康保険税6期 後期高齢者医療保険料6期 介護保険料5期
1月31日	国民健康保険税7期 後期高齢者医療保険料7期

**口座振替**  
 市税などを金融機関の預貯金口座から納期限の日に自動で振替納付ができるため、納め忘れもなく安心です。

**地方税統一QRコード (eL-QR)**  
 スマホアプリなどで、いつでもどこでも簡単に市税などが納付できるため、とても便利です。 

**セルフ収納機**  
 霞ヶ浦庁舎では、開庁日にセルフ収納機で納付できますので、ご利用ください。   
 ☎ 納税課（千代田庁舎） 

# くらしの防災ガイド

## 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

### 4つの習慣

①寝たばこは絶対にしない、させない



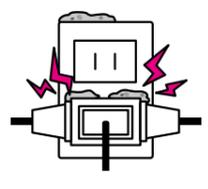
②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない



③こんろを使う時は火のそばを離れない



④コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く



### 6つの対策

**①出火防止**  
 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは、**安全装置**の付いた機器を使用する

**②早期覚知**  
 火災時の早期発見のために、**住宅火災報知器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する

**③延焼防止**  
 火災の拡大を防ぐために、寝具・エプロン・カーテンは、**防火品**を使用する

**④初期消火**  
 火災を小さいうちに消すために、**消火器**などを設置し、使い方を確認しておく

**⑤早期避難**  
 高齢者や体の不自由な方は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく

**⑥助け合い**  
 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う



☎ 消防本部予防課 ☎ 0299-59-0119

# 消費生活ホットライン【見守り新鮮情報第465号】

## 断っているのにしつこい勧誘電話 法律違反です！

**【事例1】**  
 毎日のように「何にでも効く」という健康食品の勧誘電話がかかってくる。あまりにしつこいので購入を承諾してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約11万円と高額だ。年金生活で支払いも厳しく、解約したい。(80歳代)

**【事例2】**  
 「お得な電気料金プランがある」と電話がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「必要ない」と言うが、何度も電話がある。電話が来ないようにしてほしい。(80歳代)

**【対策と方法】**  
 ●断る際は、事業者名、連絡先などを聞いた上で「いいりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。

●迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも対策として有効です。

●はっきり断っているのに、再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。法律違反であることを伝えた後、警察相談専用電話「#9110」や消費生活センターにご相談ください。

▶クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

**【市消費生活センター開設日】**  
 時間：午前9時～正午／午後1時～4時  
 ☎☎☎☎ 場所：霞ヶ浦庁舎  
 ☎☎☎☎ 場所：勤労青少年ホーム

**【その他の消費生活センター電話相談】**  
 ☎☎☎☎☎☎ 電話：国民生活センター ☎ 188  
 ☎☎☎☎☎☎ 市消費生活センター（霞ヶ浦庁舎）  
 ☎☎☎☎☎☎ 029-897-1111

# 湖畔の学び舎 かすみがうら市水族館

## 飼育放棄問題について ～生き物を飼う責任、捨てる罪～

昨今、感染症拡大などの影響により家で過ごす時間が増え、それと合わせてブームとなったのが家庭の癒しであるペット達です。ペットと言うと一昔前は犬や猫だけでしたが、現在は飼育技術の向上や知見の蓄積により、家庭でもヒョウモントカゲモドキと呼ばれる海外の爬虫類、フクロウやタカといった猛禽類を含む鳥類、レッドテールキャットフィッシュといった大型の魚類など幅広い生き物たちがペットとして飼育される時代となりました。

その中で、問題となっているのが飼育放棄です。ペットとして飼育される生き物の中には寿命が数十年に及ぶものがあり、とても長い付き合いになることが多いです。残念な話ですが、途中で飼育が困難になると野生下に捨ててしまう人がいます。

これまで飼育されていた生き物が突然その環境を追われて、野生下で生きていくというのは大変困難です。たとえ野生下での生存が可能であっても、放棄された生き物は外来生物という立場になり、元々住んでいる野生生物の脅威となります。実際に霞ヶ浦では、レッドテールキャットフィッシュの発見事例があり、ペット放棄が原因と考えられています。

● 家族の一員であるペットや自然界に生息する野生生物のためにも、生き物を飼育したら最後まで「責任を持つ」ことを忘れないようにしましょう。

☎☎☎☎☎☎ かすみがうら市水族館 ☎☎☎☎☎☎ 029-896-0722

●来月号は、雪入ふれあいの里公園によるコラムを掲載予定



▲レッドテールキャットフィッシュ

あじさい館  
 ホール展示  
 作品紹介

1月  
 作品展示

◆獅子頭彫刻同好会  
 ◆茨城県立土浦特別支援学校

▶期間 12月26日☎～1月28日☎

あじさい館では、市内の文化団体などが作成した絵画や写真、陶芸、工芸品の芸術作品などを月替わりで展示していますので、ご覧ください。

☎☎☎☎☎☎ 生涯学習課 ☎☎☎☎☎☎ 029-897-0564